

日証協（店企）16 第 640 号
平成 16 年 12 月 6 日

会 員 代 表 者 殿
特 別 会 員 代 表 者

日 本 証 券 業 協 会
会 長 越 田 弘 志
自 主 規 制 会 議
議 長 川 上 達 彦

「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」（理事会決議）等の施行日の
取扱いについて

御高承のとおり、去る 10 月 29 日付けで、協会員通知（日証協（店企）16 第 541 号
「(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃
止について」（理事会決議）の制定について」（別紙抜粋資料参照）を御通知申し上げた
ところですが、去る 12 月 3 日付けで、(株)ジャスダックが行政当局から証券取引所の免
許を得て、来る 12 月 13 日から証券取引所としての業務を開始することとなりました。

つきましては、「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」（理事会決議）
及び「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」（理事会決議）の施行に
伴うその他の諸規則の一部改正について」における付則において、「本協会が別に定め
る日」から当該諸規則が施行されることとされております。

このため、今般、当該「本協会が別に定める日」については、平成 16 年 12 月 13 日
とすることといたします。併せて、去る 11 月 29 日付けで御通知申し上げました「上場
株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」（公正慣習規則第 5 号）の一
部改正の施行の時期につきましても同様に 12 月 13 日とすることといたします。

また、「店頭売買有価証券市場に関する諸規則の廃止について」（理事会決議）付則第
3 項に規定される「施行日以後本協会が別に定める日」については、平成 17 年 3 月 31
日とすることといたしますので、御通知申し上げます。

貴社担当役職員に御周知方よろしくお願い申し上げます。

以 上

○ 本通知のお問い合わせ先：店頭市場部市場企画グループ （ 03 - 3667 - 8459 ）